

平成16年度第3回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成16年12月9日(木)	官庁営繕部会議室														
委員	委員長 沖塩 莊一郎 (東京理科大学名誉教授) 委員長代理 谷口 汎邦 (東京工業大学名誉教授) 委員 神田 良 (明治学院大学経済学部教授) 宮本 健蔵 (法政大学法学部教授)															
抽出案件	(備考)															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事〔小計〕</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>一般競争</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>公募型及び工事希望型指名競争</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>以外の指名競争</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4件</td> </tr> </table>	工事〔小計〕	3件	一般競争	0件	公募型及び工事希望型指名競争	1件	以外の指名競争	1件	随意契約	1件	コンサルタント業務	1件	合計	4件		
工事〔小計〕	3件															
一般競争	0件															
公募型及び工事希望型指名競争	1件															
以外の指名競争	1件															
随意契約	1件															
コンサルタント業務	1件															
合計	4件															
	意見・質問	回 答														
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり														
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし															

委員	国土交通省
<p>1. 官庁営繕部工事及びコンサルタント業務等の発注状況について 特に意見はなし。</p> <p>2. 指名停止等の運用状況について 同じ業者に対し二つの指名停止を行っているが、これは別案件によるものなのか。</p> <p>3. 抽出案件の審議 (1) 公募型指名競争入札 【特許庁総合庁舎改修(04)電気設備(通信)工事】 競争性を高めた公募型指名競争入札ということだが、通常の公募型には無い特殊設備条件が付加されている。競争性を高めることと特殊設備条件を付加することの関係如何。</p> <p>応募してきた業者が、5者と少なかったことに対する見解如何。 本件工事の事情については理解できるが、今後とも競争性を高める公募型指名競争入札の趣旨を踏まえて、入札条件を設定してほしい。</p> <p>(2) 通常指名競争入札 【内閣本府改修(04)建築その他工事】 本工事は防火戸の改修がメインであるが、技術審査対象者の選定において、なぜメーカー、専門工事業者及び設備工事業者を対象から除いているのか。</p> <p>技術審査において評価の結果が同等となった場合はどのように選定するのか。</p>	<p>別案件である。指名停止の要件である建設業法上の処分が2件行われており、それぞれに対して指名停止を行ったものである。</p> <p>競争性を高めた公募型指名競争入札とは、適切な入札条件を付加して公募するとともに、全ての条件を満たす技術資料を提出した者は全て指名するという方式である。本工事は、IP電話に関する技術力が要求されたため、その施工実績を特殊設備条件とし、入札条件を設定したものであり、競争性を制限するものではない。</p> <p>本工事は、新しい技術を必要とする工事であり、施工できる業者が少なかったためではないかと思われる。</p> <p>本工事は、防火戸の撤去・新設のみならず、周囲の壁や天井の撤去・新設工事及び煙感知機の配管等を伴う工事もあり、多工種の工事の総合調整を行う必要があったためである。</p> <p>有資格者名簿の順位等を勘案して選定することとしている。</p>

(3) 随意契約

【経済産業省総合庁舎改修(04)機械設備(空調)その他工事】

本件を随意契約とした一番の理由は、高圧蒸気を使用していることなのか。

本件は2回目で見積が予定価格を下回ったが、見積が予定価格を上回った場合、どう対応するのか。

(4) コンサルタント業務 通常指名競争入札

【国立国会図書館東京本館(04)設備改修図作成業務】

見積価格に大きなばらつきが見られることに対する見解如何。

落札価格は予定価格を大きく下回っているが、予定価格に問題はなかったのか。

○ コンサルタント業務については、低入札価格調査制度はあるのか。

今回の工事は、中央監視装置の制御方式及びプログラムを修正し、改修後の設備と既設の空気調和設備とを一体的に機能させる必要があり、なおかつ高圧蒸気を使用しているため安全性を確保する必要もあり、随意契約としたものである。

随意契約の場合には、引き続き見積書の徴取を行う。

コンサルタント業務の場合、資材の調達等がないため、企業努力によって見積価格に差が出たものと考えられる。

適正な積算に基づくものであり、問題はないと考える。

会計法に基づく制度はないが、12月1日から、予定価格が1千万円を超えるコンサルタント業務で指名競争に付するものを対象として、予定価格の7割を下回る落札がされた場合に業務執行体制等の調査を試行することになった。

(再苦情処理について)

・今回は無かった旨、国土交通省より報告。

